

修学生医師の臨床研修中の県外研修に係るプログラム に関する意見聴取について

【概要】

修学生医師の臨床研修中の県外研修の取り扱いについては、平成 28 年度第 3 回茨城県地域医療対策協議会（以下「地対協」という。）（平成 28 年 12 月 21 日開催）において、以下のとおり取り扱うこととした。

- 修学生医師が、臨床研修病院の定めた臨床研修プログラムの中で、県外における研修に参加することを可とする。
- 県外勤務を伴う研修プログラムへの修学生の参加の可否については、地域医療支援センター運営委員会（※）の意見を聞いて地域医療支援センター長が決定する。

※令和元年度以降は、地域医療支援センター運営委員会が地対協へ一本化されたため、地対協の意見を聞いた上で、地域医療支援センター長が決定することとする。

<判断の観点（例）>

- ・県内では実施できない研修であり、且つどのように茨城の地域医療に役立つかが説明できること
- ・臨床研修にふさわしい研修内容であること
- ・適切な期間であること

- 臨床研修中に県外研修を行った場合の義務履行期間への算入については、次ページ別表のとおり。

【対象期間】

令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月末

【今回意見を聞く案件】

申請病院	臨床研修プログラムの名称	県外研修を行う医療機関・診療科	県外研修を行う期間
茨城県立中央病院	茨城県立中央病院卒後臨床研修プログラム A	自治医科大学附属病院（感染症科）	1 か月
友愛記念病院	いばらき夢チャレンジ友愛記念病院初期臨床研修プログラム	かりゆし病院（地域医療）	最大 1 か月
		リハビリテーション花の舎病院（地域医療）	最大 1 か月

臨床研修中に県外研修を行った場合の義務履行期間への算入について

別表 1 地域医療医師修学資金（地域枠）

平成29年度以降

区分	内容		履行期間の算入
1 医師不足地域外にマッチング	医師不足地域外の病院でのみ研修する場合		→2年間医師不足地域外勤務期間に算入
	連続6月以上で通算12月以上医師不足地域内の病院に派遣される場合		→12月、医師不足地域内病院勤務期間として算入
	県外に派遣される場合	2月以下	→医師不足地域外勤務期間として算入
		2月超	→猶予期間に算入
2 医師不足地域内にマッチング	医師不足地域内の病院でのみ研修する場合		→2年間医師不足地域内勤務期間に算入
	(1) 県内医師不足地域外に派遣される場合	(1) + (2) が通算4月以下かつ(2)が2月以下	→(1) + (2)の期間を医師不足地域内勤務期間として算入
		(1) + (2) が通算4月以下かつ(2)が2月超	→(1)の期間を医師不足地域内勤務期間として算入し、(2)の期間を猶予期間に算入
	(2) 県外に派遣される場合	(1) + (2) が通算4月超	→(1)の期間を医師不足地域外勤務期間として算入し、(2)の期間を猶予期間に算入
3 県外大学病院等へのマッチング	県外の大学病院等にマッチングすることはできません		

※1月30日換算(1月未満端数切り捨て)

別表2 医師修学資金

平成29年度以降

区分	内容		履行期間の算入
1 県外大学病院にマッチング 又は 2 特定地域外にマッチング	臨床研修期間をすべて特定地域外（県外を含む）の病院でのみ研修する場合		→2年間猶予
	臨床研修期間のうち、連続6月以上で通算12月以上特定地域内に派遣される場合		→12月義務算入
3 特定地域内にマッチング	臨床研修期間をすべて特定地域内の病院でのみ研修する場合		→2年義務算入
	(1) 県内特定地域外に派遣される場合 (2) 県外に派遣される場合	(1) + (2) が通算4月以下かつ(2)が2月以下	→(1) + (2)の期間を特定地域内勤務期間として算入
		(1) + (2) が通算4月以下かつ(2)が2月超	→(1)の期間を特定地域内勤務期間として算入し(2)の期間を猶予期間に算入
		(1) + (2) が通算4月超	→(1) + (2)の期間を猶予期間に算入

※1月30日換算(1月未満端数切り捨て)

※ 医師不足地域と特定地域について

地域医療医師修学資金貸与条例においては「医師不足地域」と規定し、医師修学資金貸与条例においては「特定地域」と規定しているが、定める範囲は同一である。

(別紙様式)

修学生医師の臨床研修中の県外研修に係る申請書

令和7年3月3日

茨城県知事 殿

所在地 茨城県笠間市鯉淵6528
医療機関名 茨城県立中央病院
代表者名 病院長 島居 徹

下記の県外で実施する研修について、修学生医師を参加させたいので申請します。

記

臨床研修プログラムの名称	茨城県立中央病院卒後臨床研修プログラムA	
研修責任者氏名	研修管理委員長 病院参事兼医療教育局長 鈴木 保之 プログラム責任者 医療局長兼呼吸器センター長 清嶋 護之	
県外研修を行う医療機関	所在地	〒329-0431 栃木県下野市薬師寺3311-1 電話 0285(44)2111
	名称	自治医科大学附属病院 (感染症科)
県外研修を行う期間	感染症科(7月)1名	
県外研修の目的	感染症科においては、専門的に感染症診療を担当する”感染症科”が医療安全部門とは別に設置されている感染症科にて、臓器によらない総合的な感染症の専門治療を提供している環境下で、専門的な治療から一般的な感染症まで、多様な診療経験をすること。	
県外研修の内容	感染症科においては、各診療部門からの要請に応える感染症コンサルトと、HIV診療を中心に感染症の診断・治療を行っており、あらゆる臓器にまたがる疾患であることが多いため、臓器にとられない総合的な診断、治療、予防の基礎を学ぶ。	

(別紙様式)

修学生医師の臨床研修中の県外研修に係る申請書

令和 7年 2月 17日

茨城県知事 殿

所在地 茨城県古河市東牛谷707
医療機関名 友愛記念病院
代表者名 院長 加藤 奨一



下記の県外で実施する研修について、修学生医師を参加させたいので申請します。

記

臨床研修プログラムの名称	いばらき夢チャレンジ友愛記念病院初期臨床研修プログラム	
研修責任者氏名	中村 浩志	
県外研修を行う医療機関	所在地	〒907-0024 住所：沖縄県石垣市新川2124 電話：0980-83-5600
	名称	かりゆし病院
県外研修を行う期間	最大1か月間	
県外研修の目的	当院における県外研修の目的は、幅広い診療経験を積み、地域医療の重要性を理解させることである。	
県外研修の内容	地域医療研修にて、在宅診療や一般外来診療を経験することは、地域住民との距離が近く、患者の生活背景を踏まえた医療を実践・経験することも大きな学びとなる。また、離島研修では年齢や疾患を問わず多様な患者に対応するため総合的な診療能力の向上が見込める。さらに、自然豊かな環境の中で研修を行うことで、心身のリフレッシュにつながり、医療に対する新たな視点を獲得する貴重な機会となりうる。	

(別紙様式)

修学生医師の臨床研修中の県外研修に係る申請書

令和 7年 2月 17日

茨城県知事 殿

所在地 茨城県古河市東牛谷707
医療機関名 友愛記念病院
代表者名 院長 加藤 奨一



下記の県外で実施する研修について、修学生医師を参加させたいので申請します。

記

臨床研修プログラムの名称	いばらき夢チャレンジ友愛記念病院初期臨床研修プログラム	
研修責任者氏名	中村 浩志	
県外研修を行う医療機関	所在地	〒329-0112 住所：栃木県下都賀郡野木町南赤塚1196-1 電話：0280-57-1200
	名称	リハビリテーション花の舎病院
県外研修を行う期間	最大1か月間	
県外研修の目的	当院における県外研修の目的は、幅広い診療経験を積み、地域医療の重要性を理解させることである。	
県外研修の内容	地域医療研修にて、在宅診療や一般外来診療を経験することは、地域住民との距離が近く、患者の生活背景を踏まえた医療を実践・経験することも大きな学びとなる。また、市中では多様な疾患や幅広いライフステージの患者に対応するため、診療スキルの向上が期待できる。さらに、多職種との連携を深めながら、地域医療の実情を学ぶことで、包括的な医療提供の重要性を実感できる貴重な経験となる。	